

告 示 第 7 8 0 号

令和 8 年 6 月 8 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

農地中間管理システム用業務端末（本局他 8 支局）リース契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

農地中間管理システム用業務端末（本局他 8 支局）リース契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査願を提出してください。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務の概要

農地中間管理システム用業務端末（本局他 8 支局）リース契約

(2) 履行場所

農業委員会事務局、谷山支局、伊敷支局、吉野支局、吉田支局、桜島支局、喜入支局、松元支局及び郡山支局

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで

準備期間 契約締結の日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで

履行期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで（6 0 月）

（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本公告の日（以下「公告日」という。）以降に、本市から指名停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (6) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 納期の到来している市税を完納していること。
- (8) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有していること。
- (9) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「10 物品の賃貸借」のうち小分類「01 電算・事務機器賃貸借」に登録があること。

3 入札参加希望者の申請方法等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

ア 農地中間管理システム用業務端末（本局他8支局）リース契約に係る制限付き一般競争入札参加資格審査願（様式あり）

イ 農地中間管理システム用業務端末（本局他8支局）リース契約に係る制限付き一般競争入札確認書（様式あり）

ウ 本市が発行した市税に滞納がないことの証明書（猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）

エ 機能等証明書

- (2) 申請書等の提出における注意事項

ア 申請書等は、提出日現在で作成すること。

イ 申請書等の印は、実印を押印すること。

ウ 本市が発行した市税に関する証明書は、公告日以降に発行されたものを提出すること。

- (3) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和8年6月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市易居町1番2号

鹿児島市農業委員会事務局（みなと大通り別館4階）

電話 099-216-1466（直通）

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

申請書等の様式は、本市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査、通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年6月24日（水）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から翌日までに（土曜日及び日曜日を除く。）市長に対して、当該理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、令和8年6月26日（金）までに書面により回答する。

6 仕様書の閲覧及び質疑応答

(1) この契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和8年6月19日（金）までの間、鹿児島市農業委員会事務局（土曜日及び日曜日を除く。）及び本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、農業委員会事務局に電子メールにより提出しなければならない。

ア 受付期間

公告日から令和8年6月16日（火）午後5時まで

イ 受付電子メールアドレス

nogyoiinkai@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)に対する回答は、令和8年6月18日（木）午後5時15分までに入札参加者全員に電子メールで回答する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年6月30日（火）午後2時から

(2) 場所

鹿児島市易居町1番2号

鹿児島市役所みなと大通り別館4階401会議室

9 入札方法

- (1) 郵送及びファックスによる入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札価格

リース期間を60か月として1か月当たりの金額を算定し、1か月分のリース料を見積ることとする（ただし、消費税額及び地方消費税額は含まないこととする。）。

なお、リース料の中には、導入に係る経費、保守に係る経費、リース期間満了後の機器の撤去、データ消去及びリサイクルに係る経費、公租公課、動産総合保険料等の必要な経費を全て見込むこととする。

- (4) 入札執行回数は、3回までとする。

10 入札保証金に関する事項

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定しない。

1 2 開札の方法

即時開札

1 3 落札者の決定

予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

1 4 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 複数の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は再度入札に参加することができないものとする。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 5 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内（土曜日及び日曜日は除く。）に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 6 予算の減額又は削除に伴う解除等

この入札は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約締結日の属する翌年度以降において、市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、本契約を変更又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、市は損害賠償の責めを負うものとする。